

平成 29 年 7 月 15 日

平成 29 年度

山形県安全運転技能競技大会

学科競技問題

1. 交通法規
2. 運転常識
3. 車両構造機能

公益社団法人 山形県トラック協会

1. 交通法規

解答用紙に正しいと思うものには○、誤っていると思うものには×を付けてください。

- 1 道路交通法の目的は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、および道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。
- 2 横断歩道とは、道路標識または道路標示によって歩行者が横断するための場所であることを示している道路の部分をいう。
- 3 道路標示とは、道路の交通に関し、規制または指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鋳（びょう）、ペイント、石等による線、記号または文字をいう。
- 4 車両とは、自動車、原動機付自転車、およびトロリーバスの総称をいう。
- 5 自動車とは、原動機を用い、レールまたは架線によらないで運転する車で、原動機付自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外のものをいう。
- 6 道路交通法の規定の適用で、次に掲げる者は歩行者である。
大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者。
- 7 駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で10分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止は除く。）、または車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
- 8 警察官は、道路交通の混雑緩和のために必要な限度において、車両等の通行を禁止、制限する等命じることができるが、それに従わなくても罰則や違反点数はない。
- 9 信号機の信号と警察官等の手信号が異なる場合は、一旦停止して信号機の信号に従わなければならない。
- 10 徐行とは、時速15キロで走行することをいう。

- 1 1 最高速度の規定の違反となるような行為をした者の罰則は、六月以下の懲役または 10 万円以下の罰金である。
- 1 2 大型自動車が高速自動車道で車間距離不保持の違反をした場合、反則金は 1 万 2 千円である。
- 1 3 車両等は、横断歩道等およびその手前の側端から 30 メートル以内では、前方を進行している他の車両等（原動機付自転車を除く）の側方を通過してその前方に出てはならない。
- 1 4 自動車を道路上の同じ場所に引き続き 12 時間以上（夜間にあつては 8 時間以上）駐車させてはならない。
- 1 5 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとする 30 メートル手前から合図をする。
- 1 6 積載する貨物が分割できないものであるため、重量等の制限を超える場合は、国土交通大臣の許可を受けて積載することができる。
- 1 7 積載物は自動車の車体の左右からはみ出して積載してはならない。
- 1 8 大型免許（第一種免許）で運転できる自動車は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車である。
- 1 9 酒酔い運転の罰則は、5 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金である。
- 2 0 道路標識等による指定がない高速自動車国道の本線車道では、大型貨物自動車の最高速度は時速 100 キロである。
- 2 1 交通事故があったときは、その運転者は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する措置を講じなければならないが、同乗していた乗務員にはその義務はない。
- 2 2 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければならない。

- 2 3 進行妨害とは、車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。
- 2 4 運転者は、貨物の積載を確実にを行うなど、積載物の転落や飛散を防ぐために必要な措置を取らなければならない。
- 2 5 積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、除去するのは危険であり、道路管理者が到着するまでそのままにしておく。
- 2 6 信号機の赤色の灯火が点滅信号のときは、車両の通行が少ない時なので徐行して安全を確認すれば進行できる。
- 2 7 横断歩道等（歩行者等の横断が禁止されているものを除く。）又はその手前の直前で停止している車両等がある場合、その側方を通過して前方に出るときは徐行しなければならない。
- 2 8 道路のまがりかど付近、上り坂又は下り坂では他の車両を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。
- 2 9 免許の停止・取消しの基準は前歴なしの場合、6点から14点で免許停止、15点位上で免許取消しとなるが、前歴3回以上の場合、2点または3点で免許停止、4点以上で免許取消しとなる。
- 3 0 信号機の表示する信号の種類が赤色の灯火のときは、交差点において既に右折している自動車は、青色の灯火により進行することができることとされている自動車に優先して進行することができる。
- 3 1 交差点又はその付近において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は、交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあっては、道路の右側）に寄って一時停止しなければならない。
- 3 2 車両は、消防用機械器具の置き場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
- 3 3 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない他、酒気を帯びて運転することとなるおそれのある者に車両等を貸したりしてはならない。

- 3 4 児童や幼児の乗降のため停車している通学通園バスの側方を通過するときは、徐行して安全を確認しなければならない。
- 3 5 車両等（優先道路を通行している車両等を除く。）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。
- 3 6 65 歳以上の運転者が普通自動車を運転するときは高齢者マークを付けて運転するように努めなければならない。
- 3 7 自動車を後退させるときもシートベルトを着用しないと違反となる。
- 3 8 車両等の運転者は、その車両等を離れるときは、エンジンを止め、完全にブレーキをかけるなど、その車両等が停止の状態を保つために必要な措置をとらなければならない。
- 3 9 運行記録計を備えなければならないこととされている自動車で、運行記録計の故障等によりその記録ができない状態となったが、修理するまで運転させた。
- 4 0 構内などの道路外で車両を運転中に人を死傷させた場合は、運転免許の取り消しや停止等の行政処分の対象とならない。

2. 運 転 常 識

解答用紙に正しいと思うものには○、誤っていると思うものには×を付けてください。

- 1 運転者の拘束時間は、1日（始業時刻から起算して24時間をいう）13時間以内が基本とし、これを延長する場合であっても16時間を限度とし、また、15時間を超える回数は、1週間について3回までとしなければならない。
- 2 運転者は乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告しなければならない。
- 3 事業用自動車の日常点検において「タイヤの空気圧」は走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検することで足りる。
- 4 事業用貨物自動車は、1日1回、運行前に目視等により灯火装置の点灯等日常的に点検すべき事項について点検しなければならない。点検結果による運行の可否は、運行管理者が決定する。
- 5 業務の必要上、継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合に、分割して休息期間を与える場合、分割された休息期間は1回当たり継続4時間以上、合計9時間以上としなければならない。
- 6 適性診断を受診しなければならない高齢運転者とは、65歳以上の者をいい、65歳に達した日以後1年以内に適齢診断を受診し、その後3年以内毎に1回受診しなければならない。
- 7 せまい坂道ですれ違うときは、一般的には上りの車が停止して下りの車に道を譲るのが原則である。
- 8 事業用貨物自動車で車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の車両には、自動車が時速100キロメートルを超えて走行しないよう、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。
- 9 トラックの運転席は、乗用車に比べ高い位置にあるため、運転者は前方を上から見下ろすような視野となる。そのため、前車との車間距離は長く感じやすく、実際の車間距離は短くなりやすい。

- 1 0 事業用貨物自動車の運転者の休息期間は、当該運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めなければならない。
- 1 1 アルコール検知の結果、アルコールの程度が呼気1リットルにつき0.15ミリグラム未満であれば乗務しても差し支えない。
- 1 2 車を運転中に大地震が発生し、やむを得ず車を道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとして、窓を閉めドアをロックする。
- 1 3 高速走行中にハイドロプレーニング現象が発生したときは、直ちにブレーキを踏んで速度を落とすのがよい。
- 1 4 睡眠時無呼吸症候群をそのまま放置すると、睡眠時無呼吸のために血液が固まりやすくなり、狭心症、心筋梗塞、脳卒中など重大な合併症を引き起こすおそれがある。
- 1 5 事業用貨物自動車のうち最大積載量4トン以上又は車両総重量7トン以上の車両には運行記録計を装着しなければならない。
- 1 6 自動車は、自動車登録番号標を、運行中記載された登録番号の識別に支障が生じないものを所定の位置に表示しなければならない。
- 1 7 事業用貨物自動車の日常点検について、最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上の車両はディスク・ホイールの取付状態を確認し、記録する必要がある。
- 1 8 事業用貨物自動車の運転者の連続運転時間（1回が連続10分以上、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、5時間を超えてはならない。
- 1 9 事業者は、乗務開始前及び乗務終了後の点呼のいずれか一方が対面で行うことができない乗務を行う運転者に対しては、運行の途中に少なくとも1回は電話等により点呼を行い、所定の事項について報告を求めなければならない。
- 2 0 後輪が横滑りしたときは、アクセルをゆるめ、後輪が横滑りした方向と逆方向にハンドルを切って車の向きを立て直すようにする。

- 2 1 点呼は原則として対面で行うのが原則で、運行上やむを得ない場合に限り電話その他の方法で点呼を行うことができるが、車庫と営業所が離れている場合や早朝・深夜等点呼執行者が営業所に出勤していないなどは「運行上やむを得ない場合」には該当しない。
- 2 2 夜間、見通しの悪い交差点やカーブの手前では、前照灯を上向きに切り替えるか点滅して、他の車や歩行者に自車の交差点への接近を知らせるとよい。
- 2 3 運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが実際に効き始めるまでの間に車が走る距離を「空走距離」といい、運転者が疲れているときなどは長くなるといわれている。
- 2 4 適性診断は、運転に適しているかどうかについて分別するものではなく、運転行動や運転態度が安全運転にとって好ましい方向へ変化するよう動機づけるものである。
- 2 5 タイヤの空気圧が高すぎると、高速走行時にスタンディングウエーブ現象が生じやすくなる。
- 2 6 事業用貨物自動車の運転者は、疾病、疲労等で安全な運転ができないおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出なければならない。
- 2 7 高速道路で故障により路肩に停止する場合は、停止表示器材の設置等の危険防止措置をとった後、車内で救援を待つようにする。
- 2 8 乗務等の記録について、交通事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因を記録しなければならない。
- 2 9 車長の長いトラックは、乗用車よりもホイールベースが長いので、内輪差は小さくなる。
- 3 0 夜間、自車のライトと対向車のライトで道路中央付近の歩行者や自転車が見えなくなることがあり、これを一般に「蒸発現象」という。
- 3 1 事業用貨物自動車運転者の運転時間は、2日（始業開始時刻から起算して48時間をいう）を平均して1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり45時間を超えないものとする。

- 3 2 対向車と正面衝突のおそれが生じたときは、警音器とブレーキを同時に使い、できる限り左側に避け、少しでもブレーキとハンドルでかわすようにする。
- 3 3 速度が速くなると運転者の視野は狭くなり、遠くを注視するようになるため、近くのものが見えにくくなることから、注意が必要である。
- 3 4 事業者は、乗務開始及び乗務終了の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を含む運行ごとに、運行指示書を作成し、運転者に携行させなければならない。
- 3 5 雪道を走行する際は、ハンドルやタイヤを取られる可能性があるので、わだちを避けて走行するのが安全である。
- 3 6 事業用貨物自動車はその外側に、使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示しなければならない。
- 3 7 カーブの半径が同じであればカーブで働く遠心力は、スピードが速いほど大きくなる。
- 3 8 乗務開始前のアルコール検知器による酒気の有無の確認で異常が認められなかった場合には、乗務終了後の酒気の有無の確認は目視等による確認だけでよく、アルコール検知器による確認は必要としない。
- 3 9 踏切内では、変速しないで発進したときの低速ギアのままで進行し、対向車に注意しながら、できるだけ左端を通るようにする。
- 4 0 他の自動車に追従して走行するときは、前車との追突等の危険が発生した場合でも安全に停止できるよう速度に対する制動距離と同じ距離の車間距離を保つようにする。

3. 車両構造機能

解答用紙に正しいと思うものには○、誤っていると思うものには×を付けてください。

- 1 自動車は、長さ12m、幅2.5m、高さ3.8mをそれぞれ2cm以上超えてはならない。
- 2 非常信号用具は、夜間200mの距離から確認できる赤色の灯火を発するものでなければならない。
- 3 事業用貨物自動車で建設機械を運搬する場合には、安全のため黄色回転灯を取り付けることができる。
- 4 車両総重量8t以上または最大積載量5t以上の大型貨物自動車に備えられた速度抑制装置は、自動車の速度が90kmを超えて走行しないように燃料の供給を調整している。
- 5 警音器の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色は一定でなければならない。
- 6 運転者室及び客室の内装には、難燃性の材料を使用しなければならない。
- 7 自動車には速度表示装置を備えることができるが、その灯光の色は黄緑色、橙色又は白色で、すべてが同一でなければならない。
- 8 普通貨物自動車のタイヤの接地部は滑り止めの溝を施し、その溝の深さはいずれの部分においても0.8mm以上であること。
- 9 ディーゼル・エンジンの排気管から出る黒煙を減少させるため、エアクリーナーを取り外してもよい。
- 10 前面ガラスには視界を妨げる装飾板を装着してはならない。
- 11 聴感で著しい騒音でなければ、消音器が取り外されていても保安基準に適合する。
- 12 夜間における追突事故防止のため、大型貨物自動車の後面には白色の反射板を取り付けることができる。

- 1 3 危険物を運搬するタンク自動車の車体の後面には、最大積載量のほか、最大積載容量及び積載物品名を表示しなければならない。
- 1 4 方向指示器（ウインカー）は、毎分60回以上120回以下の一定の周期で点滅するものであること。
- 1 5 運転者席及び助手席の側面ガラスには、可視光線透過率が50%以上であることが確保できれば、着色フィルムをはり付けすることができる。
- 1 6 普通貨物自動車の後面には突入防止装置（リアバンパー）を備えなければならないが、積込みに支障があれば取り外して走行することができる。
- 1 7 変速装置の操作装置又はその付近には、変速段ごとの操作位置を表示しなければならない。
- 1 8 前部霧灯は、濃霧等で視界不良となった場合に前方の視認性を向上させるため、最大4個まで同時に点灯する構造とすることができる。
- 1 9 土砂等を運搬するダンプの荷台に、さし枠の取り付け金具を有してはならない。
- 2 0 車両総重量7t以上の普通貨物自動車の後面には、赤色の後部反射器ではなく、大型後部反射器を備えなければならない。

